

入札に関する留意事項について

総務政策課 企画調整担当

滑川町では、平成 28 年 10 月 1 日以降に入札公告及び指名通知をするものについては、予定価格を事前公表から事後公表にすることになりました。

つきましては、下記のとおり入札方法等の変更がありますのでお知らせします。

1 再度入札について

1 回目の入札で落札者が決定しなかった場合は、再度入札を行います。入札回数は最高で 3 回まで行いますので、2 回目、3 回目用の入札書の準備（2 回目以降は、封筒は不要です。）をお願いいたします。

※工事の場合は、1 回目のみ工事内訳書の提出をお願いします。

※2 回目、3 回目において「辞退」する場合は、辞退届を提出するか、入札書の入札金額の欄に「辞退」と記入して提出してください。

2 最低制限価格について 【令和元年 5 月 30 日一部改正】

工事の競争入札については、従来の調査基準価格制度から最低制限価格制度を適用します（最低制限価格以下での入札があった場合は、失格となり、当該入札案件については参加できません。）。なお、最低制限価格については、下記の算定式となります。

【算定式】

- ①直接工事費の 95%
- ②共通仮設費の 90%
- ③現場管理費の 90%
- ④一般管理費の 55%

【設定範囲】 予定価格の 75%~92%

工事の性質上、上記により算出することが難しい場合には、事情を考慮し、上記の算出にかかわらず、予定価格の 10 分の 7.5 から 10 分の 9.2 の範囲内で最低制限価格を設定します。

3 入札結果の公表について

入札結果については、従来とおり、町ホームページにおいて公表します。

4 その他

入札方法等についてご不明な点等ございましたら、総務政策課企画調整担当までお問い合わせください。(0493-56-6910 (直通))